

半沢 一宣 様

前回にひきつづき、ご意見をいただきありがとうございました。

東武鉄道の具体的な返事については、「駅構内禁煙だが、ご指摘の店に限らず店舗は禁煙の規制をしていない。換気扇と空気清浄器を整備するように指導している。」との回答をもらっております。

区といたしましては、健康増進法の趣旨を説明すると同時に、ご指摘の店舗に限らず駅構内の店舗に対して、受動喫煙防止対策の具体例（空気清浄機は不十分なこと、フロアや仕切りをして空間を分けて分煙する、たばこの煙を屋外に排気する、表示をする等）を提示し、パンフレットやポスターも配布し、協力を要請しました。

また、現状では分煙の進んでいない飲食店が多くございますが、健康増進法に強制力はないため、ご指摘のように社名の公表はできません。区といたしましても大変重要な課題としてとらえておりますので、今後とも東武鉄道に対しまして、粘り強く受動喫煙防止について理解を深めていただけるよう努めて参ります。

なお、広報 8 / 10 号には、たばこの害、受動喫煙防止と禁煙支援の内容を掲載予定ですので、よろしければご覧いただければ幸いです。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

足立保健所健康推進課健康づくり担当

TEL 3880 - 5111 内線 2138

FAX 3880 - 5602